

# 平成28年度第3回安城市自立支援協議会次第

日時：平成29年3月23日（木）

午後1時30分～午後3時

場所：安城市役所 3階 第10会議室

## 1 あいさつ

## 2 議 題

- (1) 作業部会及び各担当者会における平成29年度のテーマ（案）について  
（承認）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
  
- (2) 地域生活支援拠点等について（報告）・・・・・・・・資料2
  
- (3) 平成29年度新規・見直し事業について（報告）・・・・・・・・資料3
  - ア 地域生活支援拠点等の運営に関わる委託料等
  
  - イ 社会福祉法人のみを対象とした補助金の見直し
  
  - ウ 65歳以上の新規手帳取得者に係る障害者扶助料の見直し
  
- (4) 第5期障害福祉計画（平成30年度～平成32年度）の策定について  
・・・・・・・・資料4
  
- (5) 平成29年度研修会スケジュールについて・・・・・・・・資料5
  
- (6) 障害者差別解消法に関する市の取り組みについて（報告）・・・・・・・・資料6

### 3 その他

#### (1) 平成29年度の安城市自立支援協議会開催予定について

第1回 日時： 平成29年6月22日（木）午後1時30分から  
場所： 安城市役所 本庁舎3階 大会議室

第2回 日時： 平成29年10月26日（木）午後1時30分から  
場所： 安城市役所

第3回 日時： 平成30年3月22日（木）午後1時30分から  
場所： 安城市役所

## 安城市自立支援協議会委員名簿

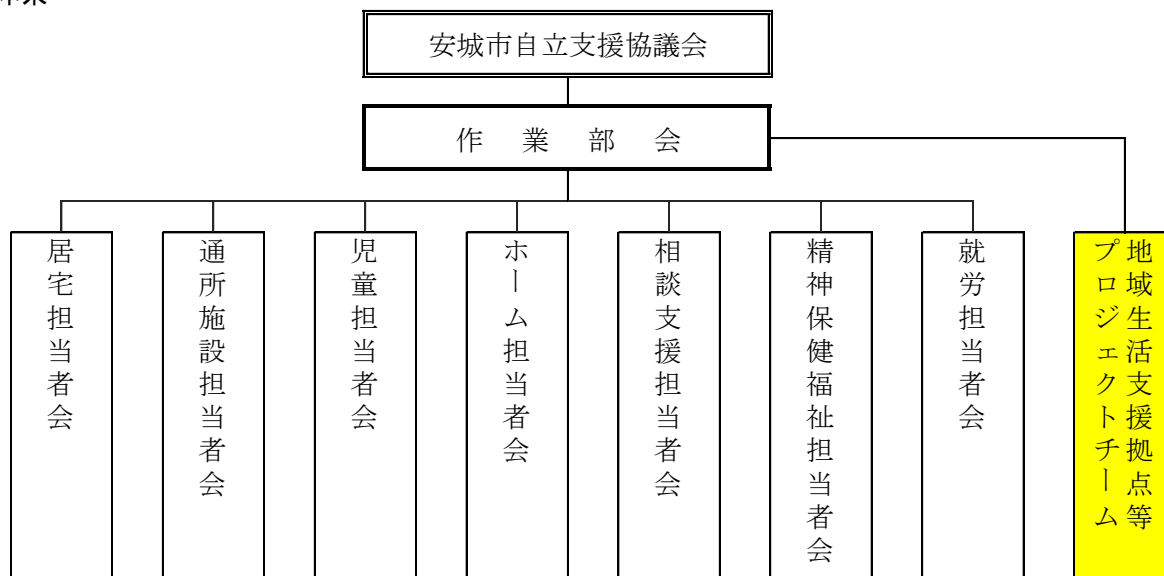
(任期 平成27年7月1日～平成30年5月31日)

平成28年12月1日現在

No.	役職	氏名	所属及び役職等	選任区分 (要綱第3条)
1	委員長	かみや 神谷 あきぶみ 明文	安城市社会福祉協議会 会長	社会福祉関係者
2	副委員長	かとう 加藤 けんいち 研一	安城市町内会長連絡協議会 副会長	地域住民関係者
3	委員	しみず 清水 せいじ 誠司	安城市医師会 会長	医療関係者
4	委員	いじま 飯島 なりあき 徳哲	安城市医師会(精神) 医療法人純和会矢作川病院	医療関係者
5	委員	いけだ 池田 ひろこ 比呂子	安城市小中学校長会 特別支援教育推進協議会長	教育関係者
6	委員	つづき 都築 まさのり 正徳	愛知県立安城特別支援学校 進路指導主事	教育関係者
7	委員	おかだ 岡田 まさお 将男	刈谷公共職業安定所(ハローワーク) 就職促進指導官	雇用関係者
8	委員	すぎうら 杉浦 さゆり 小百合	衣浦東部保健所 健康支援課課長補佐	保健関係者
9	委員	いしかわ 石川 まこと 誠	安城商工会議所 雇用労働委員会委員長	企業等関係者
10	委員	はっとり 服部 よしお 佳生	安城市民生委員児童委員協議会 障害者福祉部会副会長	地域福祉関係者
11	委員	かとう 加藤 しげとし 重豪	安城市ボランティア連絡協議会 副会長	地域福祉関係者
12	委員	おかだ 岡田 りゅうげ 龍祐	安城市身体障害者福祉協会 会長	当事者団体を代表する者
13	委員	さとう 佐藤 きみこ 喜美子	安城市手をつなぐ親の会 副会長	当事者団体を代表する者
14	委員	あべ 阿部 けいこ 恵子	精神障害者安城地域家族会 「ぶなの木会」会長	当事者団体を代表する者
15	委員	やまきた 山北 ゆうすけ 佑介	社会福祉法人ぶなの木福祉会 管理者	事業所関係者
16	委員	おがわ 小川 まさと 正人		当事者 (公募市民)
17	委員	やまもと 山本 よしたか 義孝		当事者 (公募市民)

# 自立支援協議会の体系と各組織の役割

## 体系



## 2 構成員

		開催時期	構成事業所等	内容
作業部会		毎月第4木曜日	作業部会長・副会長 各担当者会会長・副会長 PTリーダー ふれあいサービスセンター、障害福祉課	地域の課題について検討
地域生活支援拠点等プロジェクトチーム		未定	市内社会福祉法人 作業部会代表 基幹相談支援センター、障害福祉課	地域生活支援拠点等原案作成
担当者会	居宅担当者会	毎月	居宅サービス提供事業所	テーマについて検討
	通所施設担当者会	偶数月	生活介護 日中一時支援 学校	
	児童担当者会	奇数月	児童発達支援 放課後等デイサービス 日中一時支援(児童対象) 療育センター、保健センター 学校(ケースの内容により出席を依頼)	
	ホーム担当者会	奇数月	グループホーム	
	相談支援担当者会	毎月	指定特定相談支援、指定一般相談支援 障害児相談支援 基幹相談支援センター、コーディネーター	
	精神保健福祉担当者会	奇数月	就労継続支援B型 指定特定相談支援 地域活動支援センター 衣浦東部保健所 各病院PSW 安城若者サポートステーション	
	就労担当者会	偶数月	就労移行支援 就労継続支援A型、就労継続支援B型 障害者就業・生活支援センター 学校	

※ 担当者会には、ふれあいサービスセンターと障害福祉課も出席する。

## 作業部会及び各担当者会の平成 29 年度テーマ（案）

第 3 回自立支援協議会資料

作業部会 担当者会	テ ー マ
作業部会	① 送迎について ② (仮) 障害者当事者会について 勉強会：未定
居宅担当者会	① リアルタイムな情報共有の手段 (身体介護・移動支援など) ② サービス提供責任者のブラッシュアップ ③ 事例検討 勉強会：重症心身障害児(者)の介護技術について
通所施設担当者会	① 困難事例検討 ② 特別支援学校卒業後の要支援者の受け入れ、困難者への 対応について 勉強会：29年度のテーマに沿った内容を検討中
児童担当者会	① 発達障害児の支援を理解してもらうためには ② 事業所交流により互いの取り組みを知り、ボランティア など障害サービス以外とも交流を深める方法を学ぶ 勉強会：発達障害児の保護者及び障害サービス以外の人を含 めた自立支援に関する研修
ホーム担当者会	① グループホームでの日中支援について ② グループホームスタッフのメンタルケア 勉強会：未定
相談支援担当者会	① 相談支援の連携について ② 地域包括ケアシステムについて 勉強会：未定
精神保健福祉担当者 会	① 医療と福祉の連携 ② 社会資源について ③ 一人暮らしの体験ができる体験宿泊事業について 勉強会：未定

作業部会 担当者会	テ ー マ
就労担当者会	① 学校との連携（就労について考える会）の継続 ② 事例検討を行いながらの意見交換 勉強会：障害者雇用の現状と企業が求める人材とは
地域生活支援拠点等 P T	① 体験の場づくり ② 地域生活支援拠点等のコーディネートについて 勉強会：

## H29安城市自立支援協議会 作業部会名簿一覧

H29年 4月

		役職者名	氏名	事業所名		
作業部会		会長	飯野 恭央	ぬくもりの家		
		副会長	山北 佑介	ひだまり		
		〃	小川 正人	angel-A		
担当者会	居宅	会長	神谷 亮一	訪問介護ひまわり		
		副会長	濱嶋 有香	社協ホームヘルパー		
	通所施設	会長	島田 信一	身障デイサービス		
		副会長	森岡 聡	みなみの風		
		〃	内木 勝也	ポテトハウス		
	児童	会長	太田 崇	レスパイトステーション安あん		
		副会長	高橋 尚希	大地		
		〃	工藤 真紀子	わかばの杜・安城		
	ホーム	会長	牧原 信介	アスパラトーズ		
		副会長	谷口 英朗	TAIYO		
	相談支援	会長	城内 則子	ふれあいサービスセンター		
		副会長	浅井 久美子	コープあいち福祉サービス安城		
		〃	中川 義明	わかばの杜・安城		
	精神保健福祉	会長	耕野 登	矢作川病院		
		副会長	岡田 裕也	ひなた		
		〃	藤原 直子	ぼちぼちカフェ		
	就労	会長	山口 隆志	ISFネットライフ安城		
		副会長	近藤 祐子	くるくる		
		〃	杉山 剛	MAファクトリー		
	地域生活支援拠点等PT		リーダー	山北 佑介	ひだまり	
	社会福祉協議会	ふれあいサービスセンター	係長			
			専門主査			
	市	障害福祉課	課長			
課長補佐						
障害福祉係		係長				

# H29安城市自立支援協議会 作業部会・担当者会スケジュール一覧表

作業部会資料

平成29年4月

	担当者会								地域生活支援拠点等PT	事前打ち合わせ	作業部会	本会議	
	居宅	通所施設	児童	ホーム	相談支援	精神保健福祉	就労						
事業所	会長	神谷 (ひまわり)	島田 (身障テイ)	太田 (安あん)	牧原 (アスパラトーズ)	城内 (ふれあい)	耕野 (矢作川病院)	山口 (ISF)	山北 (ひだまり)		飯野	飯野	飯野
	副	濱嶋 (社協)	森岡 (みなみの風)	高橋 (大地)	谷口 (TAIYO)	浅井 (コープあいち)	岡田 (ひなた)	近藤 (くるくる)			山北	山北	(山北)
	副		内木 (ポテトハウス)	工藤 (わかばの社)		中川 (わかばの社)	藤原 (ぼちぼちカフェ)	杉山 (MAファクトリー)			小川	小川	(小川)
担当	ふれあい										係長・専門主査	係長・専門主査	所長・係長・専門主査
	市										部長・課長・課長補佐 係長・専門主査	課長・課長補佐 係長・専門主査	部長・次長・課長 課長補佐・係長・専門主査
開催時期	毎月第2火	偶数月第1水	奇数月第3火	奇数月第1水	毎月第3火	奇数月第2金	偶数月第2水	未定	未定	毎月第3木曜日	毎月第4木曜日	第4木曜日	
原則時間	13:15~	13:30~	10:30~	10:00~	13:30~	15:00~	13:30~	未定	未定	10:00~11:30	13:30~15:00	13:30~15:00	
場所	社会福祉会館	社会福祉会館	社会福祉会館		社会福祉会館		社会福祉会館	社会福祉会館	社会福祉会館	市役所	社会福祉会館	市役所	
H29	4月	4/11	※4/12		4/18		4/12						
	5月	5/9		5/16	※5/10	5/16	5/12			5/18 (木)	5/25 (木)		
	6月	6/13	6/7			6/20		6/14		※6/8 (木)	※6/15 (木)	6/22 (木)	
	7月	7/11		※7/19	7/5	※7/19	7/14			7/20 (木)	7/27 (木)		
	8月	8/8	8/2			8/15		8/9		8/17 (木)	8/24 (木)		
	9月	9/12		※9/20	9/6	※9/20	9/8			9/21 (木)	9/28 (木)		
	10月	※10/17	10/4			10/17		10/11		※10/12 (木)	※10/19 (木)	10/26 (木)	
	11月	11/14		11/21	11/1	11/21	11/10			11/16 (木)	※11/30 (木)		
	12月	12/12	12/6			12/19		12/13		※12/14 (木)	※12/21 (木)		
H30	1月	※1/16		1/16	※1/10	1/16	1/12			1/18 (木)	1/25 (木)		
	2月	※2/20	2/7			2/20		2/14		2/15 (木)	2/22 (木)		
	3月	3/13		3/20	3/7	3/20	3/9			※3/8 (木)	※3/15(木)	3/22(木)	

※ 変則日

平成26年度から、担当者会の担当職員は、障害福祉課とふれあいから、原則各一人とします。



## 作業部会及び各担当者会の平成28年度テーマ

担 当 者 会	テ ー マ
作業部会	① 地域生活支援拠点等の整備について
居宅担当者会	① ヘルパーのブラッシュアップ～自助・共助・公助～ ② 人材不足の包括的な解決
通所施設担当者会	① 強度行動障害児者の支援対応について ② 困難事例の検討 勉強会：虐待、権利擁護、差別解消法について
児童担当者会	① 児童期の関わり方を勉強しよう ② 発達障害・アスペルガーの方の支援や居場所づくりに必要な事を検討する 勉強会：医療と福祉の連携について
ホーム担当者会	① グループホーム地域啓発 ② ホーム利用者の土日支援について ③ サービス管理責任者スキルアップ 勉強会：支援者のためのグループホーム見学会
相談支援担当者会	① 相談支援業務の充実について ② 事業所との連携について ③ 相談支援事業を続けていくためには 勉強会：有意義なサービス担当者会議の進め方
精神保健福祉担当者会	① 医療と福祉の連携について ② 必要な社会資源について ③ 一人暮らしの体験ができる短期入所部屋（名称仮称）をGHに確保することについての検討
就労担当者会	① 支援学校との連携を図り、保護者との具体的な接点を広げ相互理解を深める。 ② 支援の質の向上を図るため、障害者個人に合わせた支援を合理的配慮に基づいて考える。 勉強会：就労ならではの事業所における組織論及び経営論について学ぶ

## 【安城市】地域生活支援拠点等の整備について

### 〔経緯〕

#### 平成27年10月

第2回自立支援協議会において、地域生活支援拠点等は安城市障害者福祉計画の重点施策であり、国の基本指針で平成29年度末までに各市町村又は圏域に1か所整備することとされており、作業部会（表1参照）で協議した結果、安城市は市単独で、社福法人を中心とした複数の事業所の連携により機能を担う面的整備として進めていく方針と報告した。

#### 平成28年3月

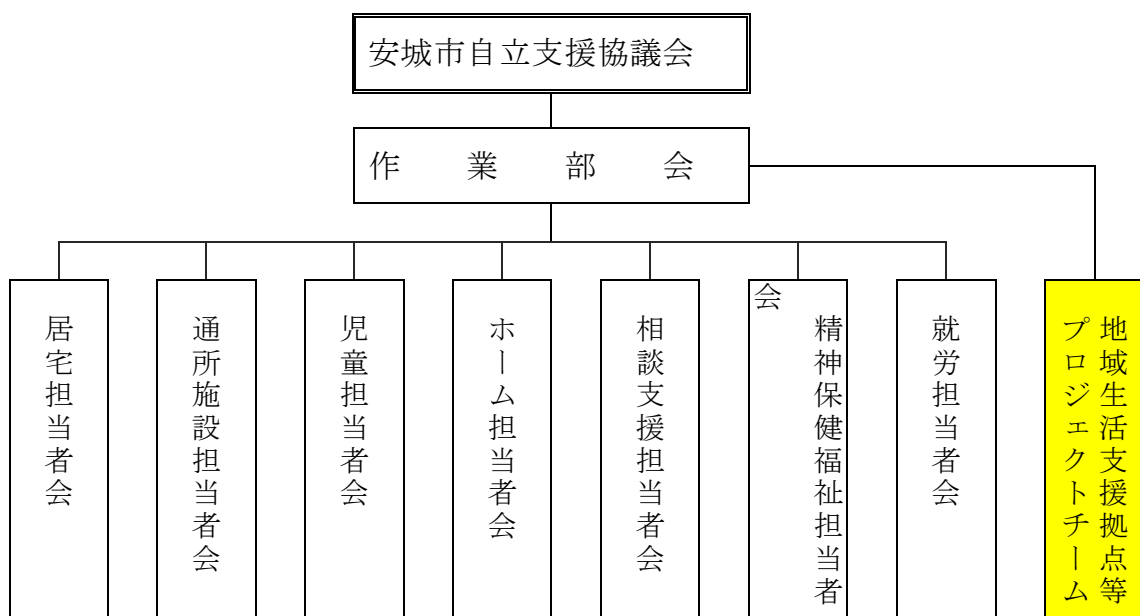
第3回自立支援協議会において、自立支援協議会の作業部会に併設するかたちで地域生活支援拠点等の整備を検討するプロジェクトチームを立ち上げる予定であることを報告した。

#### 平成28年7月

市内の社福法人を中心とした「地域生活支援拠点等プロジェクトチーム」（表2参照）を発足し、これまでに月1回のペースで、計9回の協議を行った。

### 【表1】

#### 自立支援協議会の体系



地域生活支援拠点等プロジェクトチーム構成メンバー

【表2】

法人名等	事業所名等
社会福祉法人 ぬくもり福祉会	ぬくもりの郷
社会福祉法人 聖清会	ハルナ
社会福祉法人 ポテト福祉会	ポテトハウス
社会福祉法人 ぶなの木福祉会	相談支援事業所ひだまり
非営利活動法人 えんご会	めだかの子
社会福祉法人 観寿々会	アスパラトーズ
自立支援協議会（作業部会長）	ぬくもりの家
自立支援協議会（作業部会副会長）	angel-A
基幹相談支援センター	ふれあいサービスセンター
事務局	安城市障害福祉課

### 【協議内容、今後の方針】

これまでの協議では、地域生活支援拠点等の機能として主に、

- ①緊急時の受け入れ・対応（短期入所の対応力の向上）
- ②体験の機会・場（地域移行、親元からの自立）
- ③相談（24時間の相談体制、コーディネーターの配置）
- ④専門性（人材育成・養成）

について協議を行ってきた。

### ①緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所が受け入れ先となる。市内の4事業所と刈谷市の観寿々会に対し、平成27年度の受け入れ実績についてアンケートを行い、現状把握を行った。

#### 【現状・課題】

- ・1事業所あたりの受け入れ件数は平均7件、受け入れ延べ日数は平均43日。
- ・医療的ケアが必要な方や車椅子の方、また施設に来て本人が嫌がったなど、障害特性により受け入れできないケースがあった。
- ・予約で部屋が空いていないことが多い。満床で受け入れできないこともあった。
- ・人員不足。急な対応となるため、職員を配置できないこともある。

### 【今後の方針】

- ・短期入所の定員が多くない安城市では、緊急時の対応のために空き部屋を押さえることは社会資源の無駄になる。通常の運営をしながら、緊急時には複数の事業所の連携により対応できる体制づくりを考えていく。
- ・緊急時の受け入れに対する補助金を検討する。補助金額は障害福祉サービス費の加算を根拠とする方針。市独自の補助だが、財源には地域生活支援事業費補助金の居室確保事業を想定している。
- ・重症心身障害児者及び医療的ケアが必要な重度の身体障害児者を受け入れた場合の加算も検討する。
- ・どのようなケースが緊急にあたるのか明確にする。

## ②体験の機会・場

主に精神科病院の長期入院者の地域移行や、親亡き後の自立に向けた一人暮らしの体験を行うものとして、グループホームの体験利用や、地域移行支援の体験宿泊を想定している。精神保健福祉担当者会においても、長期入院により退院の意欲が薄れている方などの地域移行を目的とした「宿泊体験事業」を検討しており、連携して協議を進めていく。

### 【現状・課題】

当面の対象は精神障害のある方だが、精神のグループホームが市内に1か所しかなく、体験で利用する居室の確保が難しい。

### 【今後の方針】

財源として活用できる国の制度も乏しく、利用者のニーズや必要性が量れない部分もあるため、拠点等発足時の数年後の実施に向けて、今後も協議を続けていく。

## ③24時間の相談体制

市内の相談支援事業所に対し、平成27年度の緊急相談の実績や現在の体制等についてアンケートを行い、現状把握を行った。

### 【現状・課題】

- ・1事業所あたりの緊急相談件数は年5件ほどだが、精神障害がある方からの相談が多い。
- ・どの事業所も相談支援員は数人であり、24時間365日の相談に対応する人員体制が整えられない。

### 【今後の方針】

- ・指定一般相談支援事業所（1か所）に委託する。他の指定特定相談支援事業所も状況確認等の連絡が取れる体制を整える。
- ・委託事業所にコーディネーターを配置する。地域生活支援事業費補助金の市町村任意事業、地域移行のための安心生活支援（コーディネート事業）を活用。
- ・コーディネーターは、相談支援専門員としての一定の経験年数及び精神保健福祉士等の資格を有することを条件とする。

### ④専門性（人材育成・養成）

#### 【現状・課題】

- ・若手職員が数年で辞めてしまうケースが多く、中堅の職員が少ない。  
→専門性が培われない。

#### 【今後の方針】

- ・基幹相談支援センターが行う研修事業を、人材育成・養成に位置づける。
- ・強度行動障害支援者養成研修など、支援員のスキルアップに繋がる研修への参加費の補助を検討する。

### 【地域生活支援拠点等に係る平成29年度の新規事業】

#### ①地域生活支援拠点等相談事業

障害者等の相談に24時間365日対応する。基幹相談支援センターや指定特定相談支援事業所、コーディネーターと連携し、緊急時には必要に応じて相談者の元へ訪問し、医療機関や短期入所事業所等の関係機関への連絡調整を行う。

#### ②地域生活支援拠点等コーディネート事業

地域において一人で暮らしている障害者等の相談対応や見守りを行い、障害者等の状況・ニーズに応じて必要な支援・サービスに繋ぐ。また、基幹相談支援センターや地域包括支援センターと連携し、緊急時には、関係機関への連絡・調整を行う。

#### ③短期入所緊急時対応助成事業

介助者の急病等の緊急時に、市内の短期入所事業所が連携し、確実に受け入れる体制を整える。このことについて助成を行う。

- （1）事業所は、夜間や休日にも職員を配置する必要がある、この体制を整えることに対し一定額の助成をする。
- （2）情報のない方も確実に受け入れる。受け入れた日数に応じた助成を行う。

(拡充)	15款	05項	10目	障害者福祉費	総合計画：きずなく(人々が優しくつながり、支え合う安全安心なまち)
	地域生活支援拠点等整備事業				[平成29年度予算額] 千円

**障害者が地域で安心して暮らすための相談支援体制を強化します。**

**【事業目的】**

障害者及び障害児の入所施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障害者の自立や「親亡き後」を見据え、障害児者の生活を地域全体で支える体制の構築を図るものです。

**【事業内容】**

**<24時間の相談支援体制>**

夜間休日を含めた24時間365日の相談に対応します。

- ・相談支援事業所「ひだまり」に委託。
- ・緊急の対応が必要な場合など、関係機関に連絡・協力。

**<コーディネーターの配置>**

相談支援事業所「ひだまり」にコーディネーターを配置し、障害者が地域で暮らしていくために必要な支援を行います。

- ・障害福祉サービスに繋がっていない方の状況確認、情報提供。
- ・一人暮らしの障害者の生活状況の聞き取りや見守り。

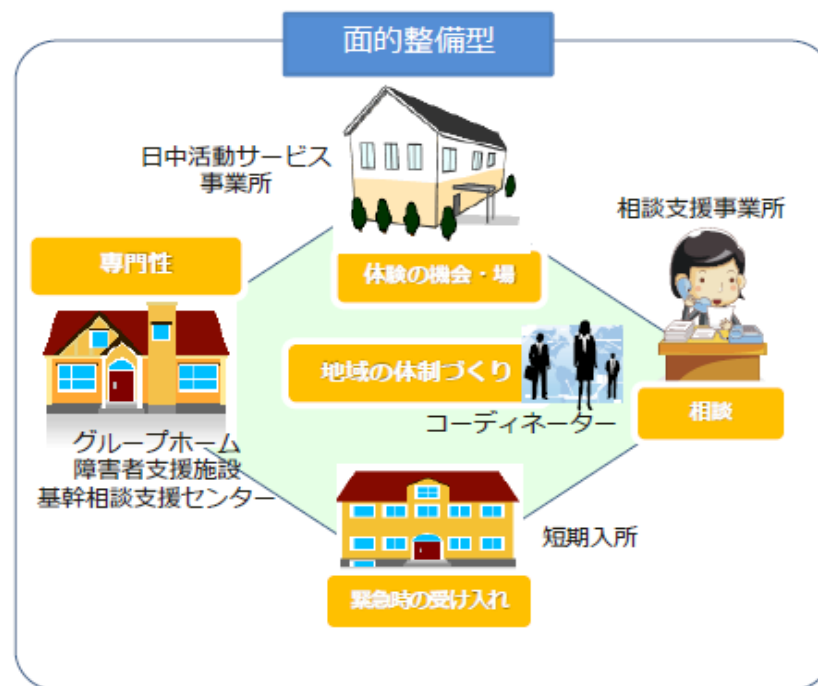
**<緊急時における居室(短期入所)の確保>**

介護者の急病、通夜・葬儀への出席等の緊急時や、障害者が不穏になった場合などに一時的に入居できる体制を確保します。

- ・居室(空き部屋)の確保ではなく、市内の短期入所事業所の連携・協力により対応。

**【事業費】**

- ・指定一般相談支援事業所運営委託料 千円
- ・障害者地域生活支援コーディネート業務委託料 千円
- ・障害者緊急時利用扶助費 千円



## 新規・見直し予定の事業について

## イ 社会福祉法人のみを対象とした補助金の見直し

## 1 「障害者福祉施設整備費補助金交付要綱」改正済

愛知県社会福祉施設等整備費補助金交付要綱に規定する施設整備事業のうち、創設及び大規模修繕に係る費用の10分の1を補助することを規定したもの

## 2 「法人施設バリアフリー化設備整備事業補助金交付要綱（旧社会福祉法人施設バリアフリー化設備整備事業補助金交付要綱）改正済

市内に法人が所有し又は管理する法人に障害者福祉施設を障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう施設のバリアフリー化を図るためエレベーター又は階段昇降機を設置する経費の4分の3を補助することを規定したもの

## 3 「障害福祉施設運営補助要綱（旧社会福祉法人施設運営補助要綱）」改正中

障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスの一部を市内の借地又は借家において行う場合における借地料又は借家料に係る補助を規定したもの

## ウ 65歳以上の新規手帳取得者に係る障害者扶助料の見直し

3月議会に障害者扶助料条例の一部改正を平成29年10月1日から適用する方向で上程します。主な改正内容は、満65歳到達以降に初めて障害者手帳を交付された方へは障害者扶助料を支給しないものです。

(参考) 現行の扶助料支払額

(単位：円)

身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳	
1級	5,000	A判定	6,000	1級	6,000
2級	4,500	B判定	4,000	2級	4,000
3級	4,000	C判定	2,000	3級	2,000
4～6級	2,000				

## 第5期安城市障害福祉計画の策定について

障害福祉計画は国の基本指針に基づき、福祉施設等からの地域生活への移行や一般就労への移行の促進、障害福祉サービスの見込み量とその確保策を策定するものです。

今年度、安城市では、第5期安城市障害福祉計画(平成30～32年度)の策定の基礎資料とするため、障害のある方等を対象としてアンケートを実施しました。

調査基準日 平成29年2月1日

調査期間 平成29年2月14日 ～ 平成29年2月28日

区分	障害者				障害児	合計
	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者		
調査対象者	18歳以上の 身体障害者手帳所持者	18歳以上の 療育手帳所持者	18歳以上の 精神障害者保健 福祉手帳所持者 及び 精神通院医療 受給者証所持者	特定疾患医療 受給者証所持者	18歳未満の 障害者手帳所持者 及び 障害福祉サービス利 用者	
配布数	450	300	400	125	225	1,500
回答数	292	187	215	81	149	924
回答率(%)	64.89	62.33	53.75	64.8	66.22	61.6

※ 障害者については、65歳以上の障害福祉サービスを利用していない者を除く

※ 高等学校・高等部等の生徒は、18歳以上であっても障害児に含む

### 【主なアンケート項目】

問 あなたの年齢は満何歳ですか。  
 問 あなたの性別をお答えください。  
 問 あなたはつぎの障害者の手帳や医療受給者証をお持ちですか。(○はい/×でも)  
 また、お持ちの障害者手帳について、あてはまる等級(程度)に○をつけてください。

- 身体障害者手帳
  - 1級
  - 2級
  - 3級
  - 4級
  - 5級
  - 6級
- 療育手帳
  - A判定
  - B判定
  - C判定
- 精神障害者保健福祉手帳
  - 1級
  - 2級
  - 3級
- 自立支援医療受給者証(精神通院)
- 特定医療費(指定難病)受給者証
- 持っていない

問 主な支援者はどなたですか。  
 1. 父 2. 母 3. 夫または妻 4. 子ども 5. 祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他の親族  
 8. 知人 9. ホームヘルパー 10. その他 11. 支援者はいない  
 問 主な支援者の年齢はおいくつですか。

問 現在働いていない方におたずねします。あなたが働いていない理由を教えてください。

- 高齢のため
- 働きたいが、就職先が見つからないため
- 働きたいが、働くための技術や技能がないため(自分にあった仕事がない)
- 働きたいが、通勤の手段が確保できないため
- 働きたいが、職場の人間関係形成に不安があるため
- 心身の事情(病気または障害)により働ける状態にないため
- その他



問 将来、あなたはどこで暮らしたいとお考えですか。

1. 家族といっしょに自宅で暮らしたい
2. 家族から独立して暮らしたい
3. グループホームで暮らしたい
4. 入所施設に入りたい
5. その他

問 「3. グループホームで暮らしたい」と答えた方におたずねします。いつ頃から入居したいと思いますか。

1. すぐにでも入居したい
2. 1～2年後に入居したい
3. 3～4年後に入居したい
4. 5年以上後に入居したい
5. 親などが介助できなくなったら入居したい
6. その他

問 現在、障害福祉サービスなどを利用されていますか。

1. 利用している
2. 利用していないが、今後利用したい
3. 利用していない・利用する予定はない

問 現在利用しているサービス、今後利用したいサービス(現在利用していて、今後も継続して利用したいサービスを含む)に○をつけてください。

【各種サービス名】省略

問 「3. 利用していない・利用する予定はない」と答えた方におたずねします。障害福祉サービスなどを利用していない理由は何ですか。

1. サービスを利用するほどの状態ではない
2. 本人にサービス利用の希望がない
3. 家族が介護をするため必要ない
4. 以前、利用していたサービスに不満があった
5. 利用料を支払うのが難しい
6. 利用したいサービスが利用できない、身近にない
7. サービスを利用したいが手続きや利用方法がわからない
8. 利用したいサービスがない
9. その他

## 平成 29 年度 研修会・勉強会一覧

No.	内容	対象者	開催予定 時期	主催
1	サービス担当者会の開催方法 について	相談支援事業所	5月	基幹相談支援 センター
2	誉めかた・叱りかたについて	市民	6月	基幹相談支援 センター
3	保護者支援について	サービス提供事業所	7月	基幹相談支援 センター
4	余暇活動について	サービス提供事業所	8月	基幹相談支援 センター
5	効率的な記録のしかた	相談支援事業所	9月	基幹相談支援 センター
6	虐待防止法について	事業所	11月	基幹相談支援 センター
7	成年後見について（2回開催 予定）	市民	未定	基幹相談支援 センター
8	差別解消法について	事業所	未定	基幹相談支援 センター
9	重症心身障害児（者）の介護 技術について	ヘルパー事業所	未定	居宅担当者会
10	発達障害児の保護者及び障害 サービス以外の人を含めた自 立支援に関する研修	児童担当者会	未定	児童担当者会
11	障害者雇用の現状と企業が求 める人材とは	就労担当者会	未定	就労担当者会

## 障害者差別解消法に関する市の取り組みについて

### 1 平成28年度の啓発取り組み

#### ア 啓発

- (1) 愛知県が作成した啓発パンフレットを市内全戸に配布し、周知啓発した。
- (2) 本市も啓発パンフレットを作成し、民生児童委員協議会総会にて配布し周知啓発した。
- (3) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成28年4月1日付け制定：内部要領）を作成し市役所職員に内部周知した。合わせ市ホームページにも掲載した。
- (4) 平成28年4月21日に町内会長連絡協議会理事会で説明し、パンフレットを配布した。
- (5) 平成28年5月10日に障害福祉課が主催で職員研修を開催した。

#### イ 研修（職員出前講座）・・・3件（平成28年度第2回自立支援協議会以降）

##### (1) 平成28年12月17日

ボランティア連絡協議会が主催する障害者差別解消法研修に職員が講師となり、平成28年3月19日以来2回目の周知説明を行った。

##### (2) 平成28年11月29日及び12月8日

よさみ保育園の療育プロジェクトの部会に障害者差別解消に係るアドバイザーとして職員が計2回出席した。

### 2 障害者差別解消に係る各課・施設の窓口において障害者が差別的扱いを受け、合理的配慮を求める旨の苦情相談を受けた実績

平成28年度第1～第3四半期（平成28年4月～12月末）において、各期とも苦情相談報告はなかった。

### 3 平成29年度の啓発取り組み予定

#### ア 啓発

- (1) 人事課と協議し、障害者差別解消に係る全職員研修を行う予定で進めます。
- (2) 12月第1土曜日に開催するあんぷくまつりにて、障害者差別解消並びに障害者理解のための市民向け講演会を開催します。

#### イ 研修

引き続き、関係団体からご要望があれば職員出前講座として職員を派遣いたします。